

秋本議員の再生エネ永田町報告



こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

この度の内閣改造において、国土交通大臣政務官を拝命しました。政務官と言うのは文字通り大臣や副大臣をサポートし、政務の面から国土交通行政を推進する役割を担っています。国土交通省は、ダム、港湾や下水道などを所管しており、水力、風力やバイオマスなど再生エネとも関わりの深い省です。特に、現在は占用等のルールが必ずしもはっきりしていない一般海域について、国土交通省の果たすべき役割は非常に大きなものがあります。昨年は港湾区域の占用ルールについて改善し、20年間にわたる長期占用が可能となる法改正をしましたが、次は一般海域のルール制定について鋭意取組まなければならぬと思っています。また、風力発電の更なる導入拡大のためには、自走できるS R P船の建造や拠点港の整備が必須です。一般海域のルール制定と同時並行で、これらの問題にも取り組んでいきます。

今回、政府側の役職である政務官を拝命したことにより、党での役職は議連を除いてすべて退任することになります。よって、平成14年から長らく務めてきた党の再生可能エネルギー普及拡大委員会の事務局長も政務官就任と一緒に退任することになりました。後任の人事についてはまだ耳に聞いていませんが、今まで以上に再生エネの普及拡大に努める議員が就任することを期待しています。他方、議連には同様のルールは適用されませんので、再生エネ議連については現行のまま留任します。

6月にとりまとめた議連の提言については、9月の中旬に官邸に提出する予定で作業を進めています。政府では、次期エネルギー基本計画の議論もスタートしており、臨時国会が開会すれば党内での議論もスタートします。報道によれば、次期エネ基におけるエネルギーミックスは現行のままとも言われていますが、現行の22～24%は余りにも低い目標であると議連では指摘しています。

政務官として、北九州港の風力発電と石炭木質バイオマス混焼の火力発電所を視察しました。北九州港の風力発電所は、港湾区域に44基22万kWの計画をしており、改正港湾法を適用して長期の占有許可をする事業としては初の大規模案件と言ってもよく、事業の進捗について注視しているところです。また、港のバースやバックヤードの準備状況についても説明を受けました。ウインドファーム建設には拠点となる港の整備が欠かせませんが、北九州港は市の姿勢も含めて大変な有望地であると感じたところです。



風力発電を視察した北九州港



石炭混焼のバイオマスについては、配布された資料に「混焼率30%」との記載があり驚きました。30%と言う高比率の混焼となりますと、11.2万kWの炉ですから3万kW以上のFIT適用が出てくることとなり、バイオマスとしては超大型案件に分類されます。これだけの炉を国産材だけで賄うとは思えないので、FIT制度のあり方について色々と考えさせられる1日となりました。

ところで、最近うちの事務所にあった問い合わせの中で、お知らせしておこうと思うことがありました。遊休農地を活用した再生エネの普及拡大ですが、農地法によりなかなか難しい面があることは言うまでもありませんが、平成21年12月11日に農水省から発出されている「農地法の適用について」という通知をご存知でしょうか。この通知によれば、一定の条件下の荒廃農地について農業委員会は農地に該当するか否かの判断をし、該当しないと判断した場合は所有者や自治体にその旨を通知するとともに、対象地について農地台帳を整理することとされています。全国で荒廃農地は28万ha以上あるとされており、その有効な利活用については早急な対応が必要です。こうした通知が、再生エネの普及拡大に資すればと思い、紹介させて頂きます。

(自民党再生可能エネルギー普及拡大委員会前事務局長・秋本真利)